プロジェクト　金融資産の減損に関する会計基準の開発

項目　分類及び測定（償却原価）の定めに関する検討

I. 本資料の目的

1. 本資料は、償却原価に関する分類及び測定に関する定めについて ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 第 544 回企業会計基準委員会等[1]において、減損プロジェクトにおける分類及び測定の定めに関する企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）、移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」（以下合わせて「金融商品会計基準等」という。）の改正方針についてお示しし、概ね異論は聞かれなかった。

3. 本資料では、前項を踏まえ、償却原価（購入又は組成した信用減損金融資産（以下「POCI」という。）を含む。）に関する金融商品会計基準等の改正についての事務局の分析及び提案をお示しする。

4. 本資料における提案を反映した金融商品会計基準及び金融商品実務指針の文案については、審議事項(3)-3「金融商品会計基準の文案」及び審議事項(3)-4「金融商品実務指針の文案」をそれぞれ参照されたい。

[1] 第 544 回企業会計基準委員会（2025 年 4 月 2 日開催）及び第 236 回金融商品専門委員会（2025 年 4 月 1 日開催）を合わせて「第 544 回企業会計基準委員会等」という。

III. ASBJ 事務局による分析

償却原価（POCI を含む。）に関する金融商品会計基準等の改正方針

5. 第 544 回企業会計基準委員会等において、償却原価（POCI を含む。）について以下の対応を行うことを事務局より提案した。

(1) 本資料[2]第 5 項から第 10 項に記載した内容（本資料別紙 1）のうち、金融商品会計基準において金融商品別に貸借対照表価額とハイレベルな会計処理を定め、金融商品実務指針において会計処理の詳細を定めるように見直す。

(2) (1)に際して、現行の金融商品会計基準では、貸借対照表価額について「償却原価法に基づいて算定された価額」と定められているが、実効金利法に関する定めを設けるに当たり「法」が重複することなどを鑑み、「償却原価」に置き換えるか検討を行う。

(3) 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券のうち、減損プロジェクトにおいては満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券を対象とすることを前提として、定額法などの債券に関するオプションについて再検討する。

(4) 償却原価法について記載している金融商品実務指針（含む、設例）及び金融商品会計 Q&A に対する関連修正の必要性を検討し、必要に応じて記載を見直す。

6. 前項に基づいて進めるにあたり、本資料においては、償却原価（POCI を含む。）に関する定めについて、次の項目について分析する。なお、償却原価法について記載している金融商品実務指針（設例を含む。）の関連修正の検討については、審議事項(3)-4 において取り扱う。

(1) IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の償却原価の定めの取入れ

(2) IFRS 第 9 号の実効金利に関する定めの取入れ

(3) 総額引受私募債に関する検討

(4) 債券に関するオプション（A-3 及び B-11）の再検討

---

[2] 第 544 回企業会計基準委員会審議事項(3)-2「減損プロジェクトにおける分類及び測定の定めに関する改正方針」を指す。

IFRS 第 9 号の償却原価の定めの取入れ

（現行の日本基準における定め）

7. 現行の日本基準においては、償却原価法の定義を次のとおり定めている。

金融商品会計基準
（注5）償却原価法について 償却原価法とは、金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。なお、この場合、当該加減額を受取利息又は支払利息に含めて処理する。

8. 償却原価法の詳細は、金融商品実務指針第 70 項において定められている。同項においては、「償却原価法の対象となるのは、取得差額[3]が金利の調整部分（以下「金利調整差額」という。）により生じた場合に限定される。」としており、取得差額のうち、金利の調整部分にのみ償却原価法が適用される。

9. また、金融商品実務指針において、償却原価法には利息法と定額法の 2 つの方法があるとされている（金融商品実務指針第 70 項）。これら 2 つの方法の定めは次のとおりである。

金融商品実務指針
(1) 利息法とは、債券のクーポン受取総額と金利調整差額の合計額を債券の帳簿価額に対し一定率（以下「実効利子率」という。）となるように、複利をもって各期の純損益に配分する方法をいい、当該配分額とクーポン計上額（クーポンの現金受取額及びその既経過分の未収計上額の増減額の合計額）との差額を帳簿価額に加減する。
(2) 定額法とは、債券の金利調整差額を取得日（又は受渡日）から償還日までの期間で除して各期の純損益に配分する方法をいい、当該配分額を帳簿価額に加減する。

10. 償却原価法の適用については、金融商品実務指針において金融商品別に設けられている。これらの定めをまとめると次のとおりである。

金融商品	償却原価法の定め
重要な金利部分が含まれ	利息法又は定額法

[3] 取得差額は「取得価額と債券金額との差額」をいう（金融商品実務指針第 70 項）。

ている売上債権（受取手形を含む。）等 （第 130 項）	
債権 （第 105 項）	原則：利息法 オプション：契約上、元利の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場合には定額法の適用可
満期保有目的の債券 （第 70 項）	原則：利息法 簡便法：継続適用を条件に定額法
その他有価証券（債券） （第 74 項）	原則：利息法 簡便法：継続適用を条件に定額法
金銭債務 （第 126 項）	原則：利息法 簡便法：継続適用を条件に定額法

（これまでの審議の内容）

11. 第 493 回企業会計基準委員会等[4]において、本プロジェクトにおける分類及び測定の定めの見直しについて次の事務局提案を行い、概ね異論は聞かれなかった。

(1) 今後の審議においては、金融商品の種類を基礎とする現行の金融商品会計基準等における金融商品の分類に関する枠組みを維持した上で IFRS 第 9 号の減損モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しを行うとする案 2[5]をベースとして検討を進めることとしてはどうか。

12. また、これまで審議された IFRS 第 9 号の取入れ方法について、金融商品別かつステップ別にまとめると次のとおりである。

金融商品の種類	ステップ 2/3	ステップ 4
貸付金	原則：IFRS 第 9 号の実効金利法による償却原価 オプション：一定の要件を満たす	原則：IFRS 第 9 号の実効金利法による償却原価 オプション：約定金利の使用

[4] 第 493 回企業会計基準委員会（2022 年 12 月 26 日開催）及び第 192 回金融商品専門委員会（2022 年 12 月 21 日開催）を合わせて「第 493 回企業会計基準委員会等」という。

[5] 案 2「金融商品の種類を基礎とする現行の金融商品会計基準等における金融商品の分類に関する枠組みを維持した上で IFRS 第 9 号の減損モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しを行う。」

	手数料の実効金利計算からの分離	
満期保有目的の債券	原則：IFRS 第 9 号の実効金利法による償却原価 オプション：外部格付が投資適格に該当する債券については定額法による償却原価（審議中）	原則：IFRS 第 9 号の実効金利法による償却原価 オプション：定額法による償却原価
総額引受私募債	原則：IFRS 第 9 号の実効金利法による償却原価 オプションについては未提案	原則：IFRS 第 9 号の実効金利法による償却原価 オプションについては未提案
購入又は組成した信用減損金融資産	IFRS 第 9 号の信用調整後の実効金利を用いた実効金利法による償却原価	原則：IFRS 第 9 号の信用調整後の実効金利を用いた実効金利法による償却原価 オプション：定額法による償却原価

（分析）

償却原価法の取り入れ

13. 現行の日本基準においては、金融商品会計基準の注 5 として償却原価法を定義した上で、償却原価法の詳細を金融商品実務指針第 70 項において定めている。また、現行の日本基準における償却原価法は、「金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合」かつ「取得差額が金利の調整部分により生じた場合」に限定されており、金利調整差額に焦点を当てて期間配分するものである。このため、現行の日本基準の償却原価法は、IFRS 第 9 号の実効金利法による償却原価法とは必ずしも同じではないと考えられる。

14. ここで、現行の日本基準では、償却原価法は、本プロジェクトの対象となる金融資産のみならず、本プロジェクトの対象外となるその他有価証券（債券）や金銭債務にも適用されている。仮に、償却原価法の定義を一律に IFRS 第 9 号の実効金利法による償却原価法に置き換えた場合には、その他有価証券（債券）や金銭債務も対象となり、これらの金融商品について現行の会計処理を継続できるようにするためには、追加的なオプションが必要となる可能性が考えられる。

15. このため、本資料第 11 項に記載の方針を踏まえて IFRS 第 9 号の定めを個々の金融商品に取り入れる方法として、次の 2 つの方法が考えられる。

(1) 償却原価を IFRS 第 9 号の実効金利法により算定することを原則としたうえで、

各金融商品にオプションを設け、本プロジェクトの対象範囲外の金融資産および金融負債に関しては現状の会計処理を選択可能とする(以下「案1」という。)。

(2) 償却原価を(a)IFRS 第 9 号の実効金利法により算定する償却原価と(b)現行基準における償却原価法による償却原価の 2 つに分け、本プロジェクトの対象範囲外の金融資産および金融負債に関しては(b)を適用する（以下「案 2」という。)。

案 1

16. 案 1 は、償却原価の定義として IFRS 第 9 号の実効金利法による償却原価法を取り入れた上で、その定めに対する例外として、本プロジェクトの対象となる金融資産に対しては本資料第 12 項に記載のオプションを設けるのに加えて、本プロジェクトの対象外の金融資産および金融負債に関して現行の日本基準における会計処理ができるようなオプションを設ける方法である。

17. この方法によると、IFRS 第 9 号の償却原価の定めを取り入れることになるため、IFRS 採用企業の観点では、本プロジェクトの対象外となる金融資産および金融負債についても IFRS と同じ会計処理を用いることができると考えられる。一方、本プロジェクトの対象となる金融資産の定めのみならず、本プロジェクトの対象外となる金融資産および金融負債の償却原価の定めを変更することが必要になることから、関連する会計基準の修正は広範囲でかつ複雑となる可能性がある。

案 2

18. 案 2 は、償却原価を(a)IFRS 第 9 号の実効金利法により算定する償却原価と(b)現行基準における償却原価法による償却原価の 2 つに分け、本プロジェクトの対象範囲に含まれる金融商品には(a)を原則とした上で本資料第 12 項のオプションを設け、本プロジェクトの対象範囲外の金融資産および金融負債に関しては(b)を適用するというものである。

19. 案 2 は、本プロジェクトの対象範囲外の金融資産および金融負債については現行の測定方法を維持するため、本プロジェクトの対象範囲外の金融資産および金融負債に関連する修正は案 1 よりも少なくなる。一方、償却原価を IFRS 第 9 号の実効金利法により算定するものと現行基準における償却原価法によるものという 2 つの償却原価法が併存するという複雑さが生じると考えられる。また、IFRS 適用企業の観点からは、本プロジェクトの対象範囲外の金融資産及び金融負債の償却原価については会計基準間の会計処理の調整が必要となると考えられる。

小括

20. 本資料第 16 項から第 19 項の分析を考慮すると、案 1 及び案 2 共に採り得る方法であり、またそれぞれに長所と短所があると考えられる。

21. ここで、本資料第 11 項に記載の「金融商品の種類を基礎とする現行の金融商品会計基準等における金融商品の分類に関する枠組みを維持した上で IFRS 第 9 号の減損モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しを行う」という本プロジェクトの分類及び測定の見直しに関する方針を踏まえると、案 2 の方が現行の金融商品会計基準等に対する見直しの範囲が小さくなると考えられることから、案 2 に基づいて金融商品会計基準等の改正を行うことが考えられる。

22. この分析を踏まえ、審議事項(3)-3 及び審議事項(3)-4 の文案については、案 2 に基づいて作成した文案をお示ししている。

オプションの取入れ

23. 減損の定めに関しては、新適用指針において「簡素化された予想信用損失の算定方法」という区分を設けて、ステップ 4 のオプションに関する定めをまとめて記載している。この点、分類及び測定に関するステップ 4 のオプションを金融商品実務指針に取り入れる際、(1)減損の定めと同様に新たな区分を設けて 1 か所にまとめて記載する方法と(2)個別の金融商品ごとに記載する方法という 2 つの方法が考えられる。

24. この点、現行の日本基準では、本資料第 10 項に記載のとおり、金融商品実務指針において金融商品別に定額法の適用について定めが設けられている。ステップ 4 のオプションには、実務負担の軽減の観点から現行の実務を踏襲できるようにするものが含まれており、現行の定めとステップ 4 にオプションを区別することが難しいため、前項(1)のようにステップ 4 として 1 か所にまとめることは困難と考えられる。

25. このため、審議事項(3)-3 及び審議事項(3)-4 の文案については、本資料第 23 項(2)のとおり、個別の金融商品ごとにオプションを記載した文案をお示している。

IFRS 第 9 号の実効金利の定めの取入れ

(IFRS 第 9 号の定め)

26. IFRS 第 9 号において、実効金利は次のとおり定められている。

	IFRS 第 9 号

付録 A	実効金利（effective interest rate） 金融資産又は金融負債の予想存続期間を通じての将来の現金の支払又は受取りの見積りを、金融資産の総額での帳簿価額又は金融負債の償却原価まで正確に割り引く率。実効金利を計算する際に、企業は、期待キャッシュ・フローの見積りを、当該金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を考慮することによって行わなければならないが、予想信用損失を考慮してはならない。この計算には、契約の当事者間で授受されるすべての手数料及びポイントのうち実効金利の不可分な一部であるもの（B5.4.1 項から B5.4.3 項参照）、取引コスト、及び他のすべてのプレミアム又はディスカウントが含まれる。類似した金融商品のグループのキャッシュ・フロー及び予想存続期間は信頼性をもって見積ることができるという推定がある。しかし、金融商品（又は金融商品グループ）のキャッシュ・フロー又は予想存続期間を信頼性をもって見積ることが可能でない稀な場合には、企業は当該金融商品（又は金融商品グループ）の契約期間全体にわたる契約上のキャッシュ・フローを使用しなければならない。
B5.4.1	実効金利法を適用する際に、企業は金融商品の実効金利の不可分の一部である手数料を識別する。金融サービスに対する手数料という名称は、提供されたサービスの性質及び実質を示していない場合がある。金融商品の実効金利の不可分の一部である手数料は、実効金利の調整として扱われる。ただし、当該金融商品が公正価値で測定され、公正価値の変動が純損益に認識される場合を除く。その場合には、手数料は当該金融商品の当初認識時に収益又は費用として認識される。
B5.4.2	金融商品の実効金利の不可分の一部である手数料には、次のものが含まれる。 (a) 金融資産の組成又は取得に関して企業が受け取った組成手数料。こうした手数料には、借手の財政状態の評価、保証・担保及び他の保全の取決めの評価と記録、金融商品の条件の交渉、文書の作成と処理及び取引の終結などの活動に対する補償が含まれる場合がある。これらの手数料は、結果として生じる金融商品への関与の生成の不可分の一部である。 (b) ローン・コミットメントが4.2.1項(a)に従って測定されておらず、

	企業が具体的な融資の取決めを行う可能性が高い場合に、企業が貸付金を組成するために受け取ったコミットメント手数料。これらの手数料は、金融商品の取得に対する継続的な関与に対する補償とみなされる。コミットメントが企業が貸付けを行わないまま期限満了となる場合には、手数料は期限満了時に収益として認識される。 (c)償却原価で測定される金融負債の発行時に支払った組成手数料。これらの手数料は、金融負債への関与の生成の不可分の一部である。企業は、金融負債に係る実効金利の不可分の一部である手数料及びコストを、投資管理サービスなどのサービスを提供する権利に関する組成手数料及び取引コストと区別する。
B5.4.3	金融商品の実効金利の不可分の一部ではなく、IFRS 第 15 号に従って会計処理される手数料には、次のものが含まれる。 (a)貸付金の元利金徴収に対して課される手数料 (b)ローン・コミットメントが 4.2.1 項(a)に従って測定されておらず、具体的な融資の取決めが行われる可能性が低い場合に、貸付金を組成するために受け取ったコミットメント手数料 (c)融資の取りまとめを行い、融資パッケージのどの部分も自分では保持しない(又は他の参加者と同様のリスクに対して同じ実効金利で一部分を保持する)企業が受け取るローン・シンジケーション手数料
B5.4.4	実効金利法を適用する際には、企業は一般に、実効金利の計算に含まれた、手数料、授受されたポイント、取引コスト及びその他のプレミアム又はディスカウントを、当該金融商品の予想存続期間にわたって償却する。しかし、手数料、授受されたポイント、取引コスト及びその他のプレミアム又はディスカウントが、それよりも短い期間に関連したものである場合には、その期間を用いる。これは、手数料、授受されたポイント、取引コスト及びその他のプレミアム又はディスカウントが関連している変数が、当該金融商品の予想される満期の前に市場金利に改定される場合に当てはまる。このような場合には、適切な償還期間は次回の金利改定日までの期間である。例えば、変動金利の金融商品に係るプレミアム又はディスカウントが、金利が最後に支払われた以降に当該金融商品について発生した金利、又は変動金利が市場金利に改定された以降の市場金利の変動を反映している場合には、次回に変動金利が市場金利に改定される日まで償却する。これは、

	次回の金利改定日において、そのプレミアム又はディスカウントが関連している変数（すなわち、金利）が市場金利に改定されるため、そのプレミアム又はディスカウントは次回の金利改定日までの期間に関連するものだからである。しかし、プレミアム又はディスカウントが、当該金融商品における特定された変動金利に上乗せされる信用スプレッド（又は市場金利に改定されない他の変数）の変動により生じた場合には、当該金融商品の予想存続期間にわたって償却する。

27. IFRS 第 9 号では、付録 A 用語の定義において実効金利の定義を定めている。

28. また、IFRS 第 9 号 B5.4.1 項は、金融商品の実効金利の不可分の一部である手数料は、実効金利の調整として取り扱われることを定めている。この点に関連して、IFRS 第 9 号 B5.4.2 項は実効金利の不可分の一部である手数料の例を示している一方、IFRS 第 9 号 B5.4.3 項は金融商品の実効金利の不可分の一部ではなく IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に従って会計処理される手数料の例を示している。

29. さらに、IFRS 第 9 号 B5.4.4 項は、実効金利の計算に含まれた手数料の償却期間に関して定めている。

（現行の日本基準における定め）

30. 現行の日本基準においては、償却原価法で用いられる実効利子率が IFRS 第 9 号の実効金利に近い概念として存在するが、計算の対象となる取得差額が金利調整差額に限定されていることから、IFRS 第 9 号の実効金利とは必ずしも同じでないと考えられる。

（分析）

31. 第 497 回企業会計基準委員会等[6]において、次のとおり取り扱うことを事務局より提案し、概ね異論は聞かれなかった。

(1) 実効金利の不可分の一部である手数料を実効金利の調整として取り扱う IFRS 第 9 号の取扱いを原則として取り入れる。

(2) 以下を条件として、手数料を実効金利に含めず、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」に準じて、手数料に対応する役務を別個の履行義務と

[6] 第 497 回企業会計基準委員会（2023 年 3 月 8 日開催）及び第 196 回金融商品専門委員会（2023 年 2 月 28 日開催）を合わせて「第 497 回企業会計基準委員会等」という。

して識別し、履行義務の充足時に収益として認識することができることとする。

① 特定の役務に対する手数料であることが明確である。

② 設定された手数料の料金が対応する役務との関係で合理的である。

32. ここで、前項（1）を踏まえると、IFRS 第 9 号付録 A「実効金利」及び IFRS 第 9 号 B5.4.1 項から B5.4.4 項を日本基準に取り入れることが考えられる。その際、IFRS 第 9 号 B5.4.1 項及び B5.4.2 項の緑色ハイライト部分は、本プロジェクトの範囲外の金融商品に関する定めであることから、本資料第 22 項において案 2 を採用した場合には、取り入れないことが考えられる。また、IFRS 第 9 号 B5.4.4 項の青色ハイライト部分は、償却期間の定めに関する詳細な説明であり、取り入れないことが考えられる。

33. また、実効金利に関する定めを取り入れる際、現行の償却原価法の詳細な定めを金融商品実務指針に設けていることとの平仄を考慮して、金融商品実務指針に設けることが考えられる。合わせて、実効金利に関連するオプションについても、関連する原則的な定めとともに、金融商品実務指針に定めることが考えられる。

34. 本資料第 31 項から前項の分析に基づいて、IFRS 第 9 号付録 A「実効金利」及び IFRS 第 9 号 B5.4.1 項から B5.4.4 項を金融商品実務指針に取り入れることが考えられる。具体的な文案については、審議事項(3)-4 を参照されたい。

総額引受私募債に関する検討

35. 第 547 回企業会計基準委員会等[7]において、総額引受私募債について、事務局より次のとおり提案を行った。

(1) 「銀行が総額引受人として引き受けて保有する私募債」と定義する。

(2) 名称は「総額引受私募債」とする。

(3) 結論の背景において、総額引受私募債は銀行が単独で総額引受を行うもののほか、シンジケート団が総額引受を行うものを含む旨を記載する。

(4) その他有価証券から外して新たな区分を設ける。

(5) 測定については、時価評価は行わず、償却原価で測定した上で予想信用損失モ

[7] 第 547 回企業会計基準委員会（2025 年 5 月 21 日開催）及び第 238 回金融商品専門委員会（2025 年 5 月 15 日開催）を合わせて「第 547 回企業会計基準委員会等」という。

デルを適用する。

(6) 金融商品実務指針第 83 項の満期保有目的の債券に関する定めと同様の定めを設けない。

36. 第 547 回企業会計基準委員会（2025 年 5 月 21 日開催）では、前項の事務局提案に対して賛成する意見が聞かれた他、次の意見が聞かれた。

(1) 定義及び名称に関しては総額引受人として引き受けることを強調するのではなく貸付金の代替で保有することを強調すべきである。

(2) 有価証券に新たな区分を設けるのではなく満期保有目的の債券や貸付金に含めることを検討すべきである。

37. この点、前項(1)の定義及び名称に関する意見については今後審議を行うこととする一方、前項(2)の聞かれた意見については本資料において検討を行う。

38. まず、満期保有目的の債券に総額引受私募債を含むようにするには、次の方法が考えられる。

(1) 満期保有目的の債券の定義を見直し、満期保有目的の債券に分類する要件である「信用リスクが高くない」を削除する。

(2) 満期保有目的の債券の定義に、従前の満期保有目的の債券に加え、総額引受私募債を含める。

39. 前項(1)については、満期保有目的の債券に分類する要件である「信用リスクが高くない」を削除することとした場合、総額引受私募債が満期保有目的の債券に含まれることになるが、信用リスクが高いソブリン債等についても満期保有目的の債券に区分される可能性があると考えられる。このような債券が含まれるのは、「債券を満期まで保有するためには、償還日において額面金額による償還が確実に実行されることがあらかじめ見込めることが必要で」あるとする金融商品会計 Q&A Q22 の考え方と整合しないことになると考えられる。このため、満期保有目的の債券に分類する要件である「信用リスクが高くない」を削除することにより対応するのは適切でないと考えられる。

40. また、前々項(2)については、満期保有目的の債券に分類する要件である「信用リスクが高くない」を削除する必要はないと考えられるが、実質的に 5 つ目の分類を設けているとみなされる可能性がある。現行基準では、有価証券は保有目的により 4 つに分類されており、保有目的とは異なる観点で総額引受私募債を 5 つ目の分類

として設けることは適切でないとの意見が聞かれており、総額引受私募債という形式をもって満期保有目的の債券に分類することについても、同様に適切ではないと考えられる。

41. 次に、総額引受私募債を貸付金に含めることについては、金融商品会計基準は形式により「Ⅳ. 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等」において「1. 債権」と「2. 有価証券」に分けて定めを設けていることから、有価証券である総額引受私募債を「1. 債権」に含めて定めを設けることが適切かという課題が考えられる。一方、総額引受私募債の分類を設ける趣旨が、貸付金と経済的実質がほぼ同一であるものについて貸付金と同様に扱うこととする観点からは、「1. 債権」において貸付金に含めて定めを設けることが適切な対応になり得ると考えられる。また、現行基準では、有価証券は保有目的により 4 つに分類されており、保有目的とは異なる観点で総額引受私募債を 5 つ目の分類として設けることは適切でないとの意見が聞かれており、総額引受私募債を「1. 債権」において貸付金に含めて定めを設けることは、当該意見への対応になると考えられる。

42. なお、貸付金と経済的実質がほぼ同一であることに着目して総額引受私募債を貸付金と同様に扱うこととする場合、総額引受私募債に関する表示及び注記については、貸付金と同様に扱うことが適切であると考えられる。総額引受私募債を貸付金に含めた場合、同じような定めを繰り返し記述することを回避できると考えられる。

43. 前項までの分析を踏まえて、審議事項(3)-3 においては総額引受私募債を「1. 債権」において貸付金に含めた場合の文案をお示ししている。

債券に関するオプション（A-3 及び B-11）の再検討

（これまでの審議の内容）

44. 第 497 回企業会計基準委員会等において、ステップ 3 における満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法について、次のとおり提案した（オプション A-3）。

(1) 債券の償却原価の償却方法については、原則として IFRS 第 9 号の定めを取り入れて利息法とするが、外部格付が投資適格に該当する債券については定額法を適用するオプションを設ける。

45. また、第 524 回企業会計基準委員会等[8]において、ステップ 4 における満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法について、次のとおり提案し、特に異論は聞かれなかった（オプション B-11）。

(1) 投資適格に該当する債券に限定せず、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設ける。

46. ここで、オプション A-3 については異論が聞かれていること、またこれまでの審議において本プロジェクトの対象となる債券の範囲が満期保有目的の債券と総額引受私募債に絞られたことから、債券に関するこれらのオプションについて改めて検討する。

（満期保有目的の債券）

47. ステップ 2 において債券に関して定額法を適用するオプションを設けるかどうか検討していた際には、国際的な比較可能性の観点から、定額法を認めるのは限定的であるべきという考え方に基づいて検討が行われていた。また、ステップ 2 において当該オプションについて議論を行っていた際は、ステップ 2 とステップ 4 の関係については未審議の状況であった。

48. その後、ステップ 2 とステップ 4 の関係について議論が行われ、会計基準ではステップ 2 とステップ 4 という 2 区分ではなく、企業の判断により個々のオプションを会計方針として選択するアプローチを採用することとされた。

49. ここで、本資料第 45 項に記載のとおり、ステップ 4 としてオプション B-11（投資適格に該当するかに関わらず、償却原価の償却方法として定額法を適用するオプション）を事務局から提案しており、概ね異論が聞かれていない。また、本資料第 25 項のとおり、本企業会計基準委員会では、オプションの記載方法として、減損の定めと同様に新たな区分を設けて一か所にまとめるのではなく、個別の金融商品ごとにオプションを記載して文案をお示ししている。

50. このような状況において、ステップ 2 のオプションとして定額法に関するオプションを設ける必要性は必ずしもないと考えられることから、オプション A-3 は設けないことが考えられる。この場合、定額法を選択する企業は、オプション B-11 を選

[8] 第 524 回企業会計基準委員会（2024 年 4 月 22 日開催）及び第 216 回金融商品専門委員会（2024 年 4 月 8 日開催）を合わせて「第 524 回企業会計基準委員会等」という。

択することになると考えられる。

（総額引受私募債）

51. 本資料第 43 項のとおり、総額引受私募債を貸付金に含めた場合、貸付金に対するオプションは総額引受私募債に適用されることになるため、総額引受私募債についてオプションの定めを設ける必要はないと考えられる。

IV. ASBJ 事務局の提案

52. 以上の事務局の分析を踏まえると、次のことが考えられるがどうか。

(1) 償却原価については、(a) IFRS 第 9 号の実効金利法により算定する償却原価と(b)現行基準における償却原価法による償却原価の 2 つに分け、IFRS 第 9 号の定めを個々の金融商品の種類に取り入れる（本資料第 15 項における案 2)。

(2) オプションの記載方法として、減損の定めと同様に新たな区分を設けて一か所にまとめるのではなく、個別の金融商品ごとにオプションを記載する。

(3) IFRS 第 9 号付録 A「実効金利」及び IFRS 第 9 号 B5.4.1 項から B5.4.4 項については、審議事項(3)-4 の文例のとおり金融商品実務指針に取り入れる。

(4) 総額引受私募債を「1.債権」において貸付金に含めて定めを設ける。また、総額引受私募債に関する表示及び注記については、貸付金と同様に扱う。

(5) 債券に関するオプション（A-3）については設けないこととする。

ディスカッション･ポイント
本資料第 5 項から第 52 項の事務局の追加的な分析及び再提案についてご意見を伺いたい。

以　上

別紙　第 544 回企業会計基準委員会審議事項(3)-2「減損プロジェクトにおける分類及び測定の定めに関する改正方針」第 5 項から第 10 項に記載した内容

5. ステップ 2 における貸付金の測定に関する論点について、第 494 回企業会計基準委員会（2023 年 1 月 17 日開催）及び第 193 回金融商品専門委員会（2023 年 1 月 12 日開催）において、次のとおり取り扱うことを事務局より提案し、概ね異論は聞かれなかった。

(1) 原則として IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の実効金利法による償却原価に関する定めを取り入れる。

(2) 関連する次の論点については別途検討を行う。

① 貸付金に関する手数料の取扱い

② 償却原価の償却方法

6. 前項(2)①に関しては、第 497 回企業会計基準委員会（2023 年 3 月 8 日開催）及び第 196 回金融商品専門委員会（2023 年 2 月 28 日開催）（以下合わせて「第 497 回企業会計基準委員会等」という。）において、次のとおり取り扱うことを事務局より提案し、概ね異論は聞かれなかった。

(1) 実効金利の不可分の一部である手数料を実効金利の調整として取り扱う IFRS 第 9 号の取扱いを原則として取り入れる。

(2) 以下を条件として、手数料を実効金利に含めず、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」に準じて、手数料に対応する役務を別個の履行義務として識別し、履行義務の充足時に収益として認識することができることとする。

① 特定の役務に対する手数料であることが明確である。

② 設定された手数料の料金が対応する役務との関係で合理的である。

7. また、本資料第 5 項(2)②に関しては、第 497 回企業会計基準委員会等において、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金に関する償却原価の償却方法については IFRS 第 9 号の定めを取り入れて利息法とし、定額法を適用するオプションは設けないことを事務局より提案し、概ね異論は聞かれなかった。

8. 加えて、購入又は組成した信用減損金融資産（以下「POCI」という。）の取扱いについて、第 520 回企業会計基準委員会（2024 年 2 月 20 日開催）及び第 212 回金融商

品専門委員会（2024 年 2 月 15 日開催）において、POCI に関する IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れることを事務局より提案し、概ね異論は聞かれなかった。

9. 次に、ステップ 3 においては、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法について、第 497 回企業会計基準委員会等において、次のとおり提案した。

(1) 債券の償却原価の償却方法については、原則として IFRS 第 9 号の定めを取り入れて利息法とするが、外部格付が投資適格に該当する債券については定額法を適用するオプションを設ける。

当該オプションについては異論が聞かれていることから、改めて検討することが考えられる。

10. 加えて、ステップ 4 においては、償却原価に関して、以下のオプションを設けることを事務局から提案している。

	オプション	内容
B-4	実効金利に代えて約定金利を用いるオプション（B-5 と同時に適用）	債権（購入した債権を除く。）における予想信用損失の算定及び償却原価の算定のいずれにおいても、実効金利に代えて約定金利を用いる。
B-5	貸付金に関連する手数料の取扱い（ステップ 4）（B-4 と同時に適用）	B-4 のオプションを適用した場合、貸付金に関連する手数料は金利と切り離し、手数料の性質に基づき、履行義務の充足パターン（一時点又は一定の期間）に沿って収益を認識する。
B-6	信用減損金融資産に係る未収利息及び対応する利息収益を不計上とするオプション（B-6 から B-8 は同時適用）	信用減損金融資産に係る未収利息及び対応する利息収益を不計上とする。
B-7	未収利息を不計上とした信用減損金融資産の前期以前に認識した未収利息相当額の取扱い（B-6 から B-8 は同時適用）	前期以前に認識した未収利息相当額について、多数の債権を有し、継続的に信用減損金融資産が発生することが避けられず、原則的な取扱いを適用することが実務上困難な企業については、受取利息からの控除として会計

		処理する。
B-8	未収利息を不計上とした信用減損金融資産の一部入金の取扱い（B-6 から B-8 は同時適用）	未収利息及び対応する利息収益を不計上とした後の入金に関して、不計上とした未収利息相当額の全部又は一部に対する入金であることが明らかな場合には、当該入金額を受取利息に含めて会計処理する。
B-9	購入した債権（POCI を除く。）の償却原価の償却方法	購入した債権等（POCI を除く。）に関して、現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲し、償却原価の償却方法として定額法を適用する。
B-10	POCI の償却原価の償却方法	契約上、元利の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場合に定額法を適用する。
B-11	満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法（ステップ 4）	投資適格に該当する債券に限定せず、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の償却原価の償却方法として定額法を適用する。

以　上